

様式第4号（第8条関係）

契約日： 年 月 日

申請者 (〒 -)

旧住所

電話番号

住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金の交付を受けたいので、住むなら北九州 移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び補助対象要件を満たすことを誓約するとともに、補助対象要件確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

	(フリガナ)			生年月日	年 月 日	
	申請者氏名					
申請者について	申請区分 (該当番号に○印)	1 申請者が39歳以下で、結婚後5年以内又は3ヶ月以内に結婚予定の者(新婚世帯)				
		2 子どもがいる者(子育て世帯)				
	転入前の勤務先	勤務先名： 【所在地： 】				
	転入後の勤務(予定)先	勤務先名： 【所在地： 】				
	市外居住年数	年 月 ※認定申請時の年数を記入				
	対象となる世帯人員数	人	うち子どもの数	※胎児も対象	人	
	北九州市すまいるクラブ 登録年月日	年 月 日				
配偶者について	転入前の勤務先	勤務先名： 【所在地： 】				
	転入後の勤務(予定)先	勤務先名： 【所在地： 】				
転入先の住宅について	転入先の住宅 (該当番号に○印) ※街なかに所在するもの	1 民間賃貸住宅 ※住戸専用面積が50㎡以上(2人の場合30㎡以上)				
		2 特定優良賃貸住宅のうち家賃補助が終了した住宅				
		3 空き家バンク登録住宅				
	転入先の住宅の所在地	北九州市 区 【共同住宅の名称・部屋番号： 】				
	転入先の住宅の家賃(a)	円 ※共益費、駐車場料金等を除く				
	転入年月日	年 月 日 ※住民票の市民となった年月日				
補助金交付申請額		補助金※1 (a)×2 (A)			円	
※1 上限額200,000円		補助金交付決定額			※この欄は記入しないで下さい。 円	

【本申請書に係る用語の定義】（参考）

	用語	定義
申請者について	転入	補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が、北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動し、補助金の交付対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住することをいいます。
	子ども	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第6条第1項に規定する子ども「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」をいいます。
	北九州市すまいるクラブ	北九州市への移住を考えている方をサポートするための会員制度をいいます。
転入先の住宅について	街なか	居住の誘導を図る区域である要綱の別表第1で定める区域をいいます。
	民間賃貸住宅	北九州市・福岡県・北九州市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次の全てを満たし、街なかに所在する住宅をいいます。 ア 建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの（以下「新築」という。）ではない住宅。 イ 昭和56年6月1日以降に着工した住宅及び、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす住宅、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅。 ウ 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅。
	特定優良賃貸住宅	本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅のうち街なかに所在する住宅をいいます。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除きます。
	空き家バンク登録住宅	北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもののうち、街なかに所在する住宅をいいます。
	家賃	民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいいます。

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 移住推進事業（新婚・子育て賃貸応援メニュー）補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認のうえ、申請書をご記入ください。
- 申請要領については以下の方法でご確認ください。
 - 本市「住むなら北九州 移住推進事業」ホームページを参照。
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html
 - ホームページを確認できない場合は、都市戦略局住まい支援室（Tel:093-582-2288）までお問い合わせください